

# 浜松市 津波避難計画

令和 4 年 5 月改訂版



— 目 次 —

第1章	計画の目的	1
第2章	津波浸水想定の設定	1
第3章	避難対象地区の指定	3
第4章	津波緊急避難場所等の指定・設定	4
(1)	津波緊急避難場所としての津波避難施設の指定基準	4
(2)	津波避難施設の現況	4
(3)	津波避難場所の確保	4
第5章	避難困難のおそれのある地域	5
(1)	浜松市沿岸域防潮堤の減災効果	5
(2)	避難困難のおそれのある地域	6
第6章	初動体制（職員の配備基準や職員参集）	7
第7章	津波情報等の収集・伝達	9
(1)	情報受信・伝達体制等	9
(2)	海面監視による情報収集	10
(3)	防災行政無線（同報無線）のサイレン音	10
(4)	防災ホットメール	11
(5)	緊急速報メール	11
第8章	避難指示等の発令基準	12
(1)	津波警報等の発表基準	12
(2)	避難指示等の発令基準	12
(3)	避難指示等の避難対象地区基準	13
第9章	津波からの避難方法	15
第10章	地区の津波避難計画	16
第11章	平常時の津波防災教育・啓発	17
(1)	防災教育	17
(2)	津波浸水想定等の周知	17
第12章	津波避難訓練	18
(1)	津波避難訓練の実施体制、参加者	18
(2)	訓練の内容等	18
第13章	その他の留意点	19

【巻末資料】

主な用語説明

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和4年4月1日時点）

【別冊】

地区の津波避難計画 作成手引き

## 第1章 計画の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明が合わせて、およそ1万8,000人に上り、そのほとんどが津波によるものであった。その一方で「釜石の奇跡」に代表されるように、地震直後にすぐ避難したことで命が助かった事例も多く報告されている。

本市も長い海岸線を有し、大きな地震が想定される地域で、静岡県第4次地震被害想定では、津波による犠牲者が、最大1万6,000人と想定されている。

このようなことから本計画は、南海トラフ巨大地震等の津波から命を守るために、市民等が迅速かつ適切な避難行動をとれることを目的とし、津波避難に特化したものである。

## 第2章 津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、静岡県第4次地震被害想定に基づき、発生頻度が比較的高い東海・東南海・南海地震（レベル1）の津波（図2-1）、最大クラスの津波を想定した南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波（図2-2）、及び、既往文献から浸水範囲が概ね把握できている安政東海地震の想定津波（図2-3）の津波浸水想定とする。

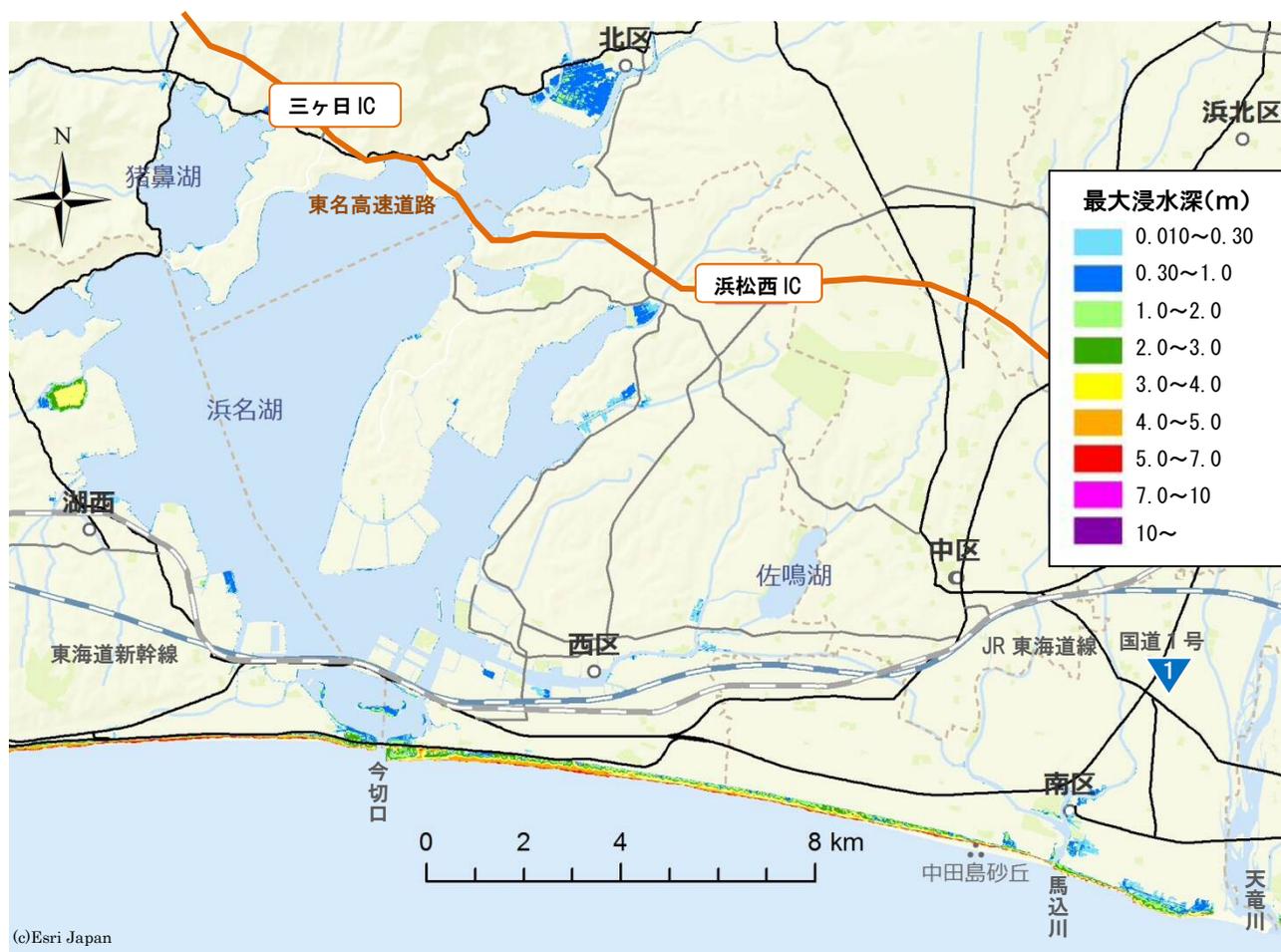


図2-1 東海・東南海・南海地震（レベル1）の津波の津波浸水想定区域図

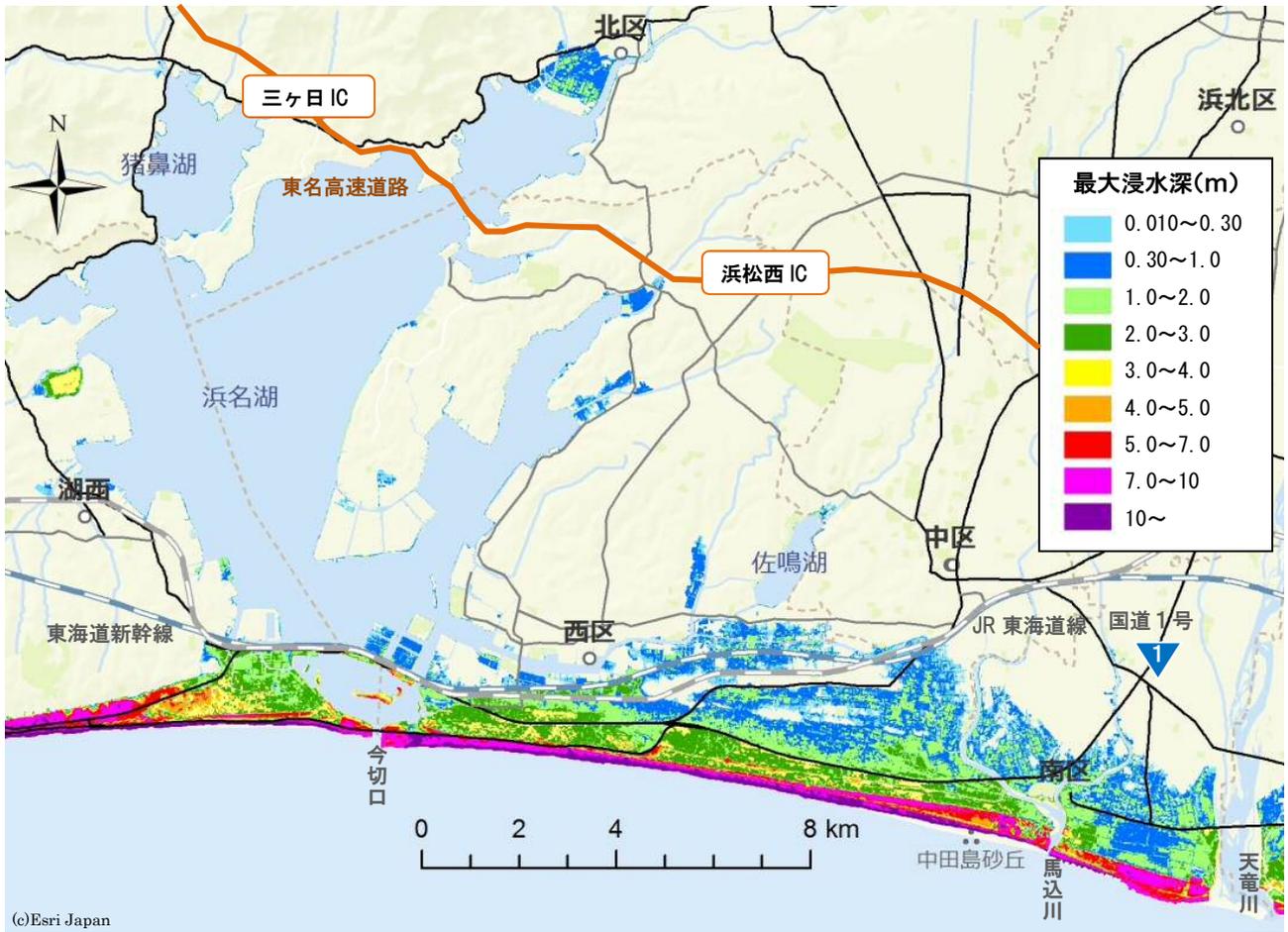


図 2-2 南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波の津波浸水想定区域図



図 2-3 安政東海地震の想定津波浸水域図

### 第3章 避難対象地区の指定

避難対象地区は、「静岡県第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域（静岡県津波浸水想定）」と「安政東海地震における推定津波浸水域」の2つの津波浸水域を含む地区単位とする（図3-1）。該当する地区と町丁目については、12ページの「第8章 避難指示等の発令基準」に記載する。

なお、この地域は、「浜州市津波防災地域づくり推進計画 平成26年4月」の推進計画区域と同じである。今後、静岡県知事により津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域が指定された場合には、避難対象地区を見直す。

#### [避難対象地区]

「第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域」と「安政東海地震における推定津波浸水域」に該当する地域とする。

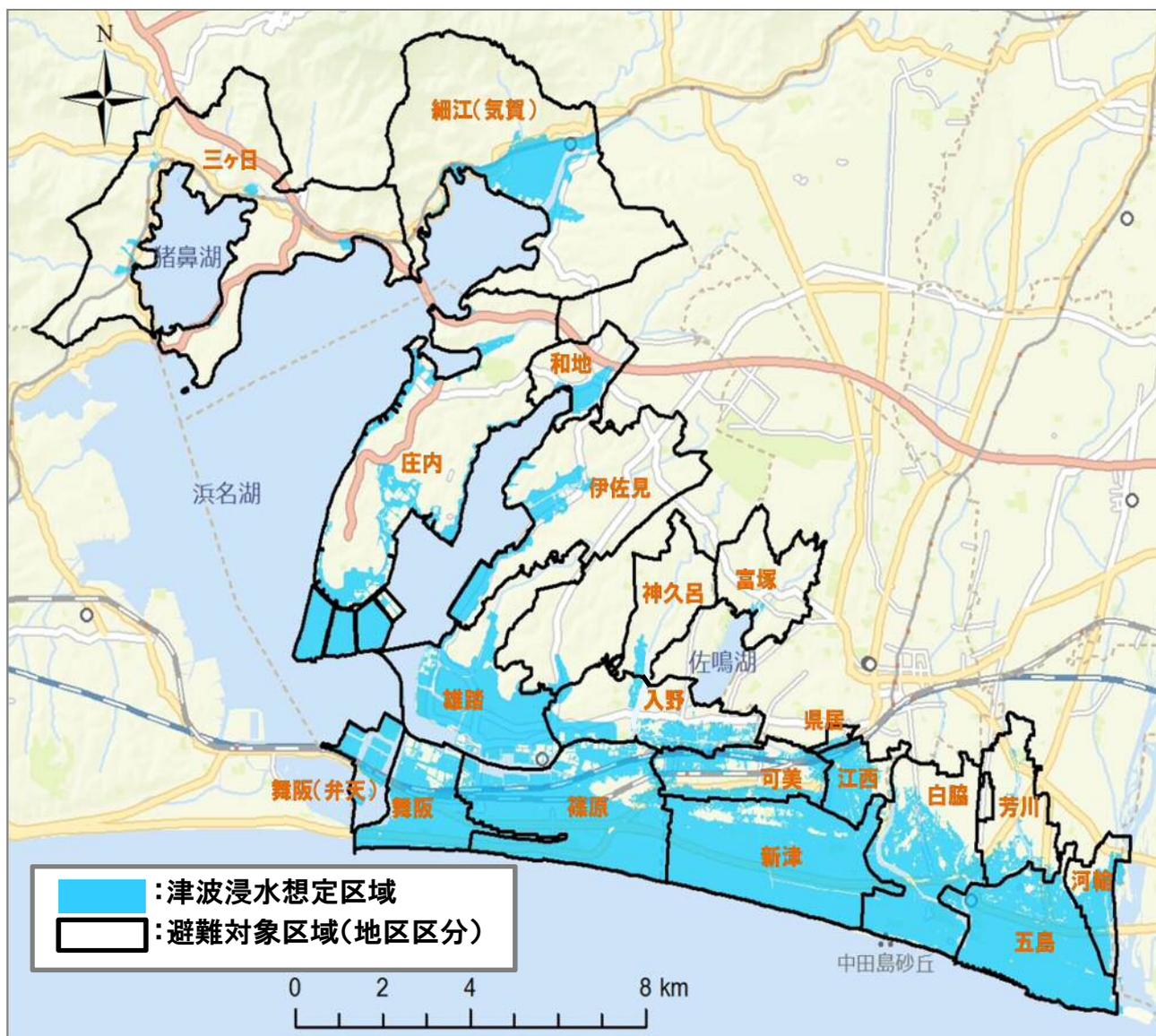


図3-1 避難対象地区

## 第4章 津波緊急避難場所等の指定・設定

### (1) 津波緊急避難場所としての津波避難施設の指定基準

- ① 津波避難施設は、「津波に対し、構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について」（平成23年11月17日付け国住指第2570号国土交通省住宅局長通知）に基づき、静岡県第4次地震被害想定（レベル2）の浸水深に4メートルを加えた高さ以上（具体的には、建築物・工作物等で3階以上、若しくは地盤から7メートル以上の高さであること）とする。
- ② 津波避難施設としての建築物にかかる基準は、次のとおりとする。
  - ア 昭和56年6月1日以降の建築基準法第20条に規定する構造基準（以下「新耐震設計基準」という。）に適合する鉄骨造（S造）、鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）であること。
  - イ 鉄骨造（S造）の場合は、「津波に対し、構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について」（平成23年11月17日付け国住指第2570号国土交通省住宅局長通知）に基づく、津波に対して安全性を確保したものであること。
  - ウ 外部からの避難者が災害時に直接避難でき、安全な施設であること。
- ③ 津波避難施設としての盛土構造物にかかる基準は、「津波防災地域づくりに係る技術検討報告書」（平成24年1月27日津波防災地域づくりに係る技術検討会）に基づくものとする。

### (2) 津波避難施設の現況

津波避難ビル、津波避難マウンド・タワー等の津波避難施設の現況を表4-1に示す。

なお、詳細な津波避難施設リストについては、巻末資料にまとめて示す。

表4-1 津波避難施設の現況（令和4年4月1日時点）

	公共		民間		合計	
	箇所数	避難面積	箇所数	避難面積	箇所数	避難面積
津波避難ビル	135	71,647 m <sup>2</sup>	129	32,222 m <sup>2</sup>	264	103,869 m <sup>2</sup>
津波避難タワー	9	1,200 m <sup>2</sup>	—	—	9	1,200 m <sup>2</sup>
津波避難マウンド	3	2,800 m <sup>2</sup>	—	—	3	2,800 m <sup>2</sup>
合計	147	75,647 m <sup>2</sup>	129	32,222 m <sup>2</sup>	276	107,869 m <sup>2</sup>

### (3) 津波避難場所の確保

市は、浜松市津波防災地域づくり推進計画の計画区域において津波避難ビルの指定を推進する。

また、避難困難のおそれのある地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、津波避難場所の確保に努める。

## 第5章 避難困難のおそれのある地域

### (1) 浜松市沿岸域防潮堤の減災効果

本市では、篤志家から静岡県に遠州灘沿岸に保安林を嵩上げした堤（以下「防潮堤」という。）の整備のために多額の寄附の申し出があり、平成24年6月11日に篤志家、静岡県、浜松市との間で、整備に関わる基本合意を締結し、平成25年度より整備を進め、令和2年3月に防潮堤本工事竣工を迎えた。この防潮堤は、南海トラフ巨大地震のレベル2地震・津波に対して減災対応するものである。

防潮堤整備の減災効果としては、宅地の浸水面積の約8割の低減が見込まれ、現時点で建物の倒壊・流出の危険性が高いと考えられる浸水深2m以上の宅地を98%低減するなど、大きな減災効果が期待できる。ただし、防潮堤を整備しても依然として津波浸水域は存在するため、津波避難についても継続して対応する。

#### (基本合意の主な内容)

- ・浜名湖入口東側から天竜川西岸まで約17.5kmを整備する
- ・第4次地震被害想定での想定津波高を上回る高さを確保する
- ・静岡県は防潮堤整備、馬込川河口部の津波対策として水門整備などを行い、浜松市は土砂確保、県と連携・協力して住民・各種団体などに説明する役割を担う。等

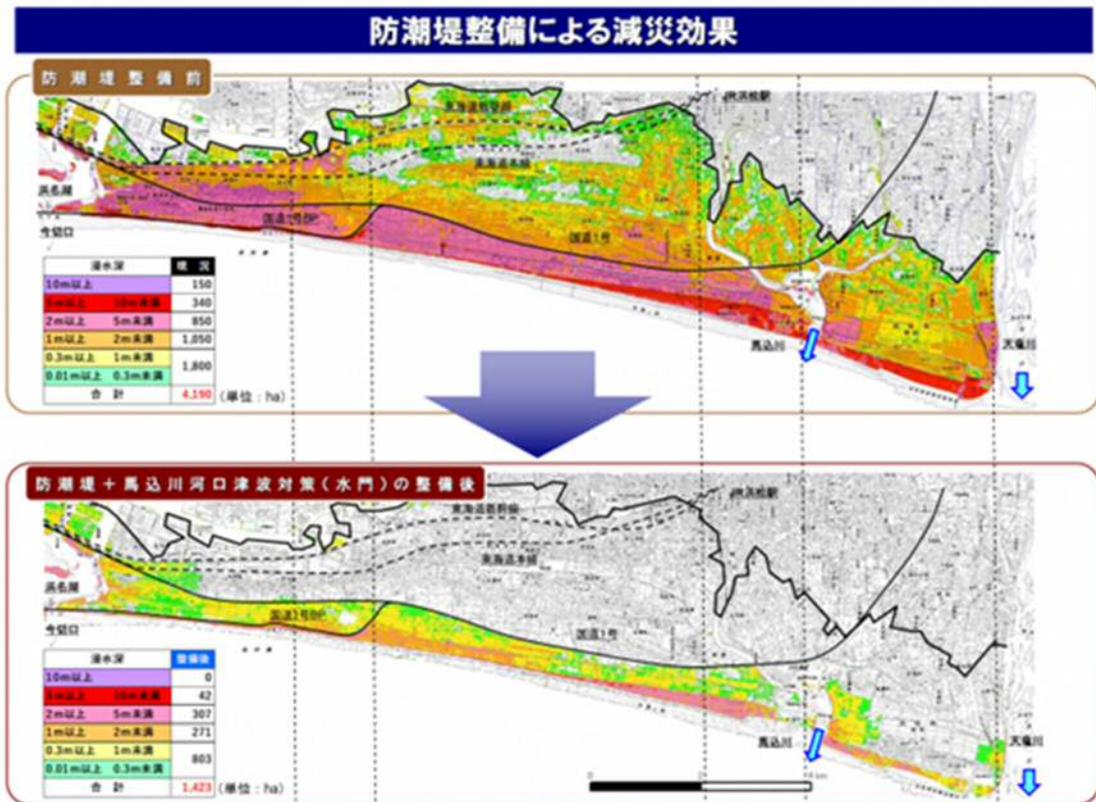


図5-1 防潮堤整備による減災効果

(2) 避難困難のおそれのある地域

津波浸水想定区域外や津波緊急避難場所への津波避難に関する諸条件を表 5-1 に示す。

表 5-1 津波避難の諸条件

項目	条件	根拠等
津波到達時間	遠州灘沿岸部：約 20 分	砂丘を越えて内陸に浸水する時間
避難開始時間	約 5 分	揺れている時間
歩行速度	1.0m/s	津波避難計画策定指針 H25.3 消防庁
避難先までの道のり	最大 500m	※1 津波避難計画策定指針 H25.3 消防庁
施設の収容能力	1 人当たり 1 m <sup>2</sup>	津波避難計画策定指針 H25.3 消防庁

※1 避難先（避難目標点）までの道のり 500mの考え方

「津波避難計画策定指針 H25.3 消防庁」に準拠して、次の式で設定した。

$$\text{避難距離} = \text{歩行速度} \times (\text{津波到達時間} - \text{避難開始時間})$$

歩行速度は 1.0m/s、津波到達時間は 20 分、避難開始時間は最短 5 分とした。上式に基づき計算すると、避難距離は 900m となる。ただし指針では 避難距離の上限の目安を 500m としている。このため避難時間約 15 分、500m の避難距離にした場合の避難速度は、0.55m/s である。この値は、歩行困難者等の歩行速度 0.5m/s と概ね一致している。

以上から、避難先までの道のりは 500m とした。

津波浸水想定区域から、「浸水想定区域外に避難可能な地域」と「津波避難ビル等に避難可能な地域」を除いた地域を避難困難のおそれのある地域とする。

津波から避難困難のおそれのある地域の居住人口を表 5-2 に示す。

※防潮堤整備後は、静岡県河川砂防局が実施した津波浸水シミュレーション結果を基に本市が「避難困難のおそれのある地域の住居人口」を算出した。（ ）内の数値は、静岡県第 4 次地震被害想定による津波浸水想定区域とした場合の数値。

表 5-2 避難困難のおそれのある地域の居住人口

地区	防潮堤整備前	防潮堤整備後
舞阪（弁天島）	812	0
舞阪、篠原	7,286	0 (1,688)
新津、白脇、江西	7,153	0
五島	1,301	0
合計	16,552	0 (1,688)

※居住人口は平成 22 年国勢調査の人口データを住宅用地面積（都市計画基礎調査）で除したものに、浸水区域内の住宅用地面積を乗じて算出した）

## 第6章 初動体制（職員の配備基準や職員参集）

地域防災計画に基づく、職員の配備基準を表6-1に示す。

表6-1 職員の配備基準

配備体制	配備基準	応急対策要員 (本庁)	応急対策要員 (区役所)	応急対策要員 (協働センター)	地区防災班員 (避難所・区役所)	備考	
事前配備体制	情報収集	・津波注意報が発表されたとき	危機管理課、秘書課、土木部	区振興課	協働センター	—	本庁・西区・南区・北区 (引佐地区を除く。)
	災害対策準備室	・津波警報が発表されたとき ・津波注意報が発表され、被害発生のおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	情報収集体制の関係各課 広聴広報課、農業水産課、農業振興課、農地整備課、農地利用課(農業委員会事務局)、林業振興課、公園管理事務所、土木部、消防局、上下水道部、学校教育部	情報収集体制の関係課  (必要に応じ関係課)	情報収集体制の関係課  (必要に応じ関係職員)	(必要に応じ関係地区防災班)	本庁・中区・西区・南区・北区 (引佐地区を除く。)
	災害対策連絡室	・津波警報が発表され、被害の発生とその拡大等、危険な状態が続くことが見込まれ、災害対策連絡室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき	災害対策準備室の関係各課 情報政策課、人事課、アセットマネジメント推進課、税務総務課、市民税課、資産税課、収納対策課、福祉総務課、生活衛生課、廃棄物処理課	災害対策準備室の関係課  生活福祉課、社会福祉課、健康づくり課 (必要に応じ関係課)	災害対策準備室の関係課  (必要に応じ関係職員)	(必要に応じ関係地区防災班)	本庁・中区・西区・南区・北区 (引佐地区を除く。)
災害対策本部体制	第1次非常配備	・大津波警報(特別警報)が発表されたとき ・その他相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第1次非常配備体制をとる必要があると市長が認めるとき	第1次非常配備要員	第1次非常配備要員 ※1	第1次非常配備要員 ※1	第1次非常配備要員 ※1	
	第2次非常配備	・相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため第2次非常配備体制をとる必要があると市長(本部長)が認めるとき	第1次非常配備要員 第2次非常配備要員	第1次非常配備要員 第2次非常配備要員	第1次非常配備要員 第2次非常配備要員	第1次非常配備要員 第2次非常配備要員	
	第3次非常配備	・津波災害で、災害救助法による救助を適用する被害が発生したとき ・その他大災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策のため、市の総力をあげて配備につき、活動する必要があると市長(本部長)が認めるとき	全職員 (第1次非常配備要員) (第2次非常配備要員) (第3次非常配備要員)	全職員 (第1次非常配備要員) (第2次非常配備要員) (第3次非常配備要員)	全職員 (第1次非常配備要員) (第2次非常配備要員) (第3次非常配備要員)	全職員 (第1次非常配備要員) (第2次非常配備要員) (第3次非常配備要員)	

- 事前配備体制においては、危機管理監及び区長（区本部長）の判断により必要な職員を招集し、配備することができるものとする。
- ※1：被害のおそれが全くない区において、区長（区本部長）の判断により必要と認める職員の招集し、配備することができる。
- 津波災害が予測される地域においては、地区防災班員は、津波が収束した後、各避難所等へ配備につくこととする。

職員への初動時の情報伝達は、図6-1のように配備基準に基づき携帯電話の電子メール機能等を使った職員参集メールシステム（すぐメール）にて行う。

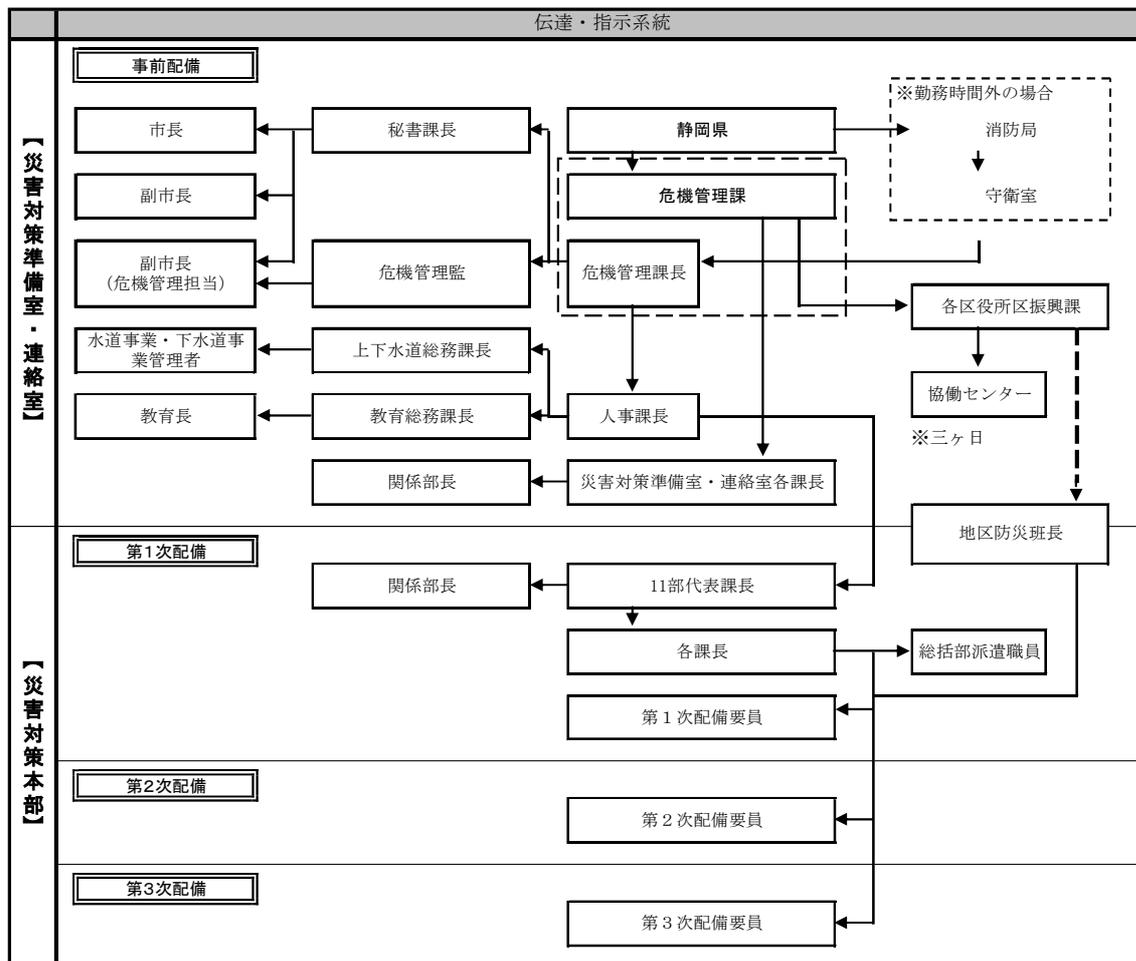


図6-1 情報伝達・指示系統図

# 第7章 津波情報等の収集・伝達

## (1) 情報受信・伝達体制等

津波警報等の情報受信は、図7-1のように静岡県や全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の手段で行う。

住民等への伝達は、下記の場合に防災行政無線（同報無線（サイレン含む）、防災ホットメール、緊急速報メール、広報車により行う（図7-1）。

- ① 警戒宣言が発令された場合
- ② 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表を認知した場合
- ③ 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合
- ④ 避難指示等が発令した場合

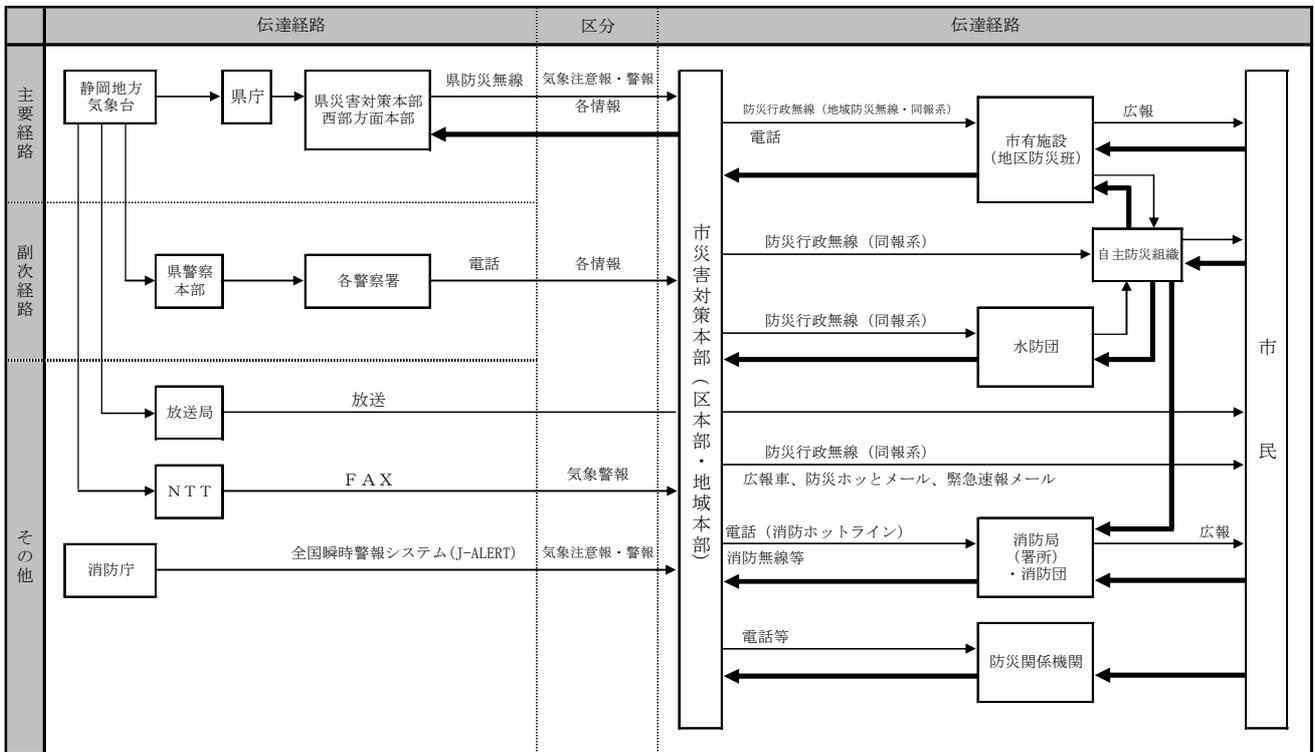


図7-1 情報受信・伝達体制

(2) 海面監視による情報収集

海面監視は、災害対策本部室にて津波監視カメラにて行う。なお、津波監視カメラは、表 7-1 のとおり、遠州灘沿岸等に 4 箇所設置している。

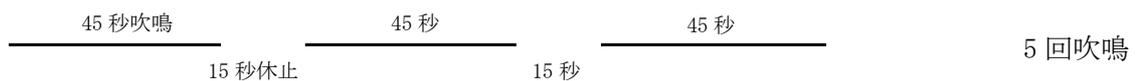
表 7-1 津波監視カメラ

	設置場所	監視箇所
1	今切団地	遠州灘沿岸
2	西部清掃工場	遠州灘沿岸
3	南部清掃工場	遠州灘沿岸
4	南部清掃工場	馬込川河口から内陸側

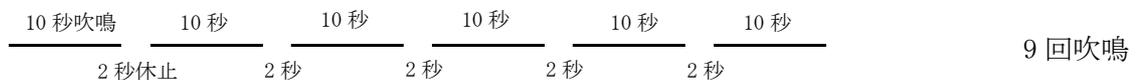
(3) 防災行政無線（同報無線）のサイレン音

津波注意報、津波警報等のときには、以下のサイレン音を同報無線で流す。

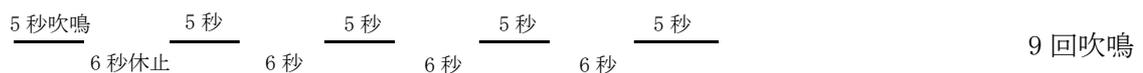
- 警戒宣言（大規模地震対策特別措置法施行規則 第 4 条）



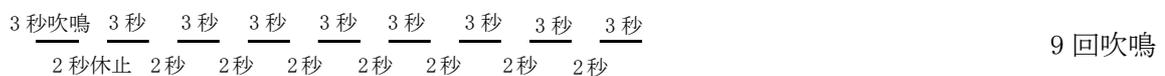
- 津波注意報（予報警報標識規則 第 8 条）



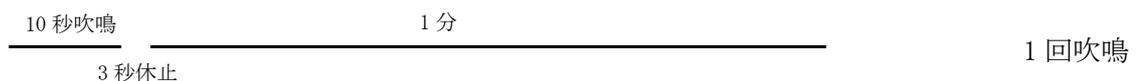
- 津波警報（予報警報標識規則 第 9 条）



- 大津波警報（予報警報標識規則 第 9 条）



- 津波注意報解除（予報警報標識規則 第 8 条）



- 津波警報解除（予報警報標識規則 第 8 条）

津波注意報解除と同じ

#### (4) 防災ホットメール

事前登録した人の携帯電話に緊急情報、気象情報、避難所開設情報などを電子メールで配信するサービスである。

##### 登録方法

①右の「登録用QRコード」を読み取る。

もしくは下記のアドレスを直接入力してメールを送信する。

【アドレス】entry@city-hamamatsu.jp

②返信された登録案内サイトの「登録案内」にアクセスし、案内に従って登録する。

登録用 QRコード



#### (5) 緊急速報メール

携帯電話向け（無料）の災害・避難情報伝達サービスであり、配信エリア内のすべての携帯電話（対応機種のみ）に、緊急地震速報、津波情報、避難情報などが配信される。事前登録の必要なし。

## 第8章 避難指示等の発令基準

### (1) 津波警報等の発表基準

気象庁より発表される津波警報、大津波警報の発表基準等を表8-1に示す。

表8-1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等（気象庁）

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
特別警報 大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

### (2) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令は、下記の場合に表8-2の発令基準に従って行う。

- ① 警戒宣言が発令された場合
- ② 大津波警報・津波警報の発表を認知した場合
- ③ 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

表8-2 避難指示等の発令基準

区分	基準と内容
事前避難	遠地津波の来襲が予報された時には、避難対象地区の住民に対して避難の準備を呼びかけ、避難場所や避難路等を確認するよう促す。 特に避難行動要支援者に対しては、自主防災隊や防災関係機関等の協力を得ながら事前避難を行うよう促す。
避難指示	警戒宣言や大津波警報・津波警報が発表された時には、表8-4の避難対象区域の住民等に対して避難指示を発令し、直ちに緊急避難を求める。
避難指示解除	警戒宣言や大津波警報・津波警報が解除され、津波監視カメラ等で津波により、さらなる津波被害のおそれがないと判断した場合に行う。 浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として行う。

(3) 避難指示等の避難対象地区基準

避難指示等の避難対象地区は、表8-3の基準に基づく。なお、大津波警報・津波警報時における避難対象地区を表8-4、図8-1に示す。

表8-3 避難指示等の避難対象地区基準

津波警報等の種類		基準と内容
津波注意報	0.2m<h≤1m	居住地への浸水の可能性はほとんどないため、津波への注意喚起にて対応
津波警報	1m<h≤3m 高い	レベル1津波により居住地が浸水する可能性がある町丁目
特別警報	3m<h≤5m	レベル2津波が遠州灘の砂丘を越えて居住地に浸水する可能性がある沿岸域の町丁目
大津波警報	5m<h 巨大	レベル2津波の浸水域の町丁目

表8-4 避難対象地区と人口・世帯

地区	町丁目名	町丁目		避難指示			
		人口	世帯	津波注意報 0.2≤h≤1m	津波警報 1m<h≤3m (高い)	特別警報 大津波警報 3m<h≤5m	特別警報 大津波警報 5m<h (巨大)
中区		25,812	10,688				
県居	東伊場二丁目	978	384				○
富塚	富塚町	15,818	6,537				○
江西	西浅田一丁目	673	333				○
	西浅田二丁目	894	393				○
	南浅田一丁目	868	388				○
	南浅田二丁目	560	215				○
	浅田町	823	336				○
	森田町	611	258				○
	春日町	340	148				○
	神田町	3,610	1,459				○
	瓜内町	363	121				○
法枝町	274	116				○	
西区		85,284	29,278				
入野	入野町	12,818	4,858				○
	西鴨江町	657	220				○
	志都呂町	3,842	1,462				○
篠原	篠原町	9,693	3,319			○	○
	坪井町	2,253	768			○	○
	馬郡町	3,511	1,231			○	○
庄内	平松町	733	229			○	○
	呉松町	1,137	415			○	○
	白洲町	979	278			○	○
	館山寺町	2,665	962			○	○
	庄内町	614	174			○	○
	協和町	495	139			○	○
	庄和町	811	214			○	○
村楡町	3,115	1,065			○	○	
和地	和地町	1,458	389			○	○
伊佐見	伊左地町	3,421	1,035				○
	佐浜町	932	273			○	○
	大人見町	5,009	1,499			○	○
	古人見町	1,973	610			○	○
神久呂	神ヶ谷町	3,092	946				○
雄踏	雄踏町宇布見中村	425	155				○
	雄踏町宇布見田端	751	250				○
	雄踏町宇布見小山	2,257	782				○
	雄踏町宇布見領家	1,335	483				○
	雄踏町宇布見浅羽	2,403	811			○	○
	雄踏町宇布見西ヶ崎	2,451	796				○
	雄踏町山崎	2,373	736			○	○
	雄踏1丁目	891	391				○
	雄踏2丁目	1,014	301				○

なし  
但し、注意喚起あり

地区	町丁目名	町丁目		避難指示				
		人口	世帯	津波注意報 0.2≤h≤1m	津波警報 1m<h≤3m (高い)	特別警報 大津波警報 3m<h≤5m	特別警報 大津波警報 5m<h (巨大)	
舞阪	舞阪町舞阪西町	715	237		○	○	○	
	舞阪町舞阪仲町	1,897	636			○	○	
	舞阪町舞阪新町	1,243	439			○	○	
	舞阪町舞阪砂町	1,176	384		○	○	○	
	舞阪町舞阪吹上	915	361		○	○	○	
	舞阪町舞阪長池	574	221			○	○	
	舞阪町長十新田新町	223	74			○	○	
	舞阪町長十新田仲町	739	242			○	○	
	舞阪町浜田新町	747	240			○	○	
	舞阪町浜田長池	840	380			○	○	
	舞阪町弁天島一弁	1,362	612		○	○	○	
	舞阪町弁天島二弁	1,745	661		○	○	○	
	南区		70,536	25,767				
白脇	三島町	5,789	2,227				○	
	寺脇町	2,505	840				○	
	福塚町	184	54				○	
	中田島町	2,304	783			○	○	
	白羽町	5,176	1,889			○	○	
	瓜内町	363	121				○	
新津	新橋町	4,416	1,567			○	○	
	小沢渡町	3,311	1,025			○	○	
	倉松町	1,534	447			○	○	
	堤町	685	218			○	○	
	米津町	2,544	910			○	○	
	田尻町	952	258			○	○	
	法枝町	764	264			○	○	
	卸本町	4	2			○	○	
	芳川	芳川町	2,357	891				○
		本郷町	4,495	1,686				○
参野町		1,417	535				○	
恩地町		1,836	678				○	
大柳町		508	169				○	
嵐野町		430	97				○	
御給町		401	119				○	
下江町		708	231				○	
四本松町		722	239				○	
河輪		河輪町	1,307	430				○
五島	三新町	621	204			○	○	
	長田町	482	153				○	
	西島町	1,516	425			○	○	
	松島町	979	304			○	○	
	江之島町	443	126		○	○	○	
可美	福島町	522	120				○	
	遠州浜一丁目	1,795	720				○	
	遠州浜二丁目	1,505	578				○	
	遠州浜三丁目	1,885	663				○	
	遠州浜四丁目	729	380				○	
北区	増楽町	2,957	1,333				○	
	高塚町	4,054	1,546				○	
	東若林町	2,936	1,271				○	
	若林町	5,400	2,264				○	
細江	細江町気賀	9,364	3,063				○	
三ヶ日	三ヶ日町宇志	779	219				○	
	三ヶ日町大崎	1,200	419				○	
	三ヶ日町佐久米	461	156				○	
	三ヶ日町下尾奈	1,001	303				○	
	三ヶ日町都筑	2,655	868				○	
	三ヶ日町津々崎	407	113				○	
	三ヶ日町鶴代	602	199				○	
	三ヶ日町三ヶ日	2,796	993				○	
合計		200,897	72,066					

なし  
但し、注意喚起あり

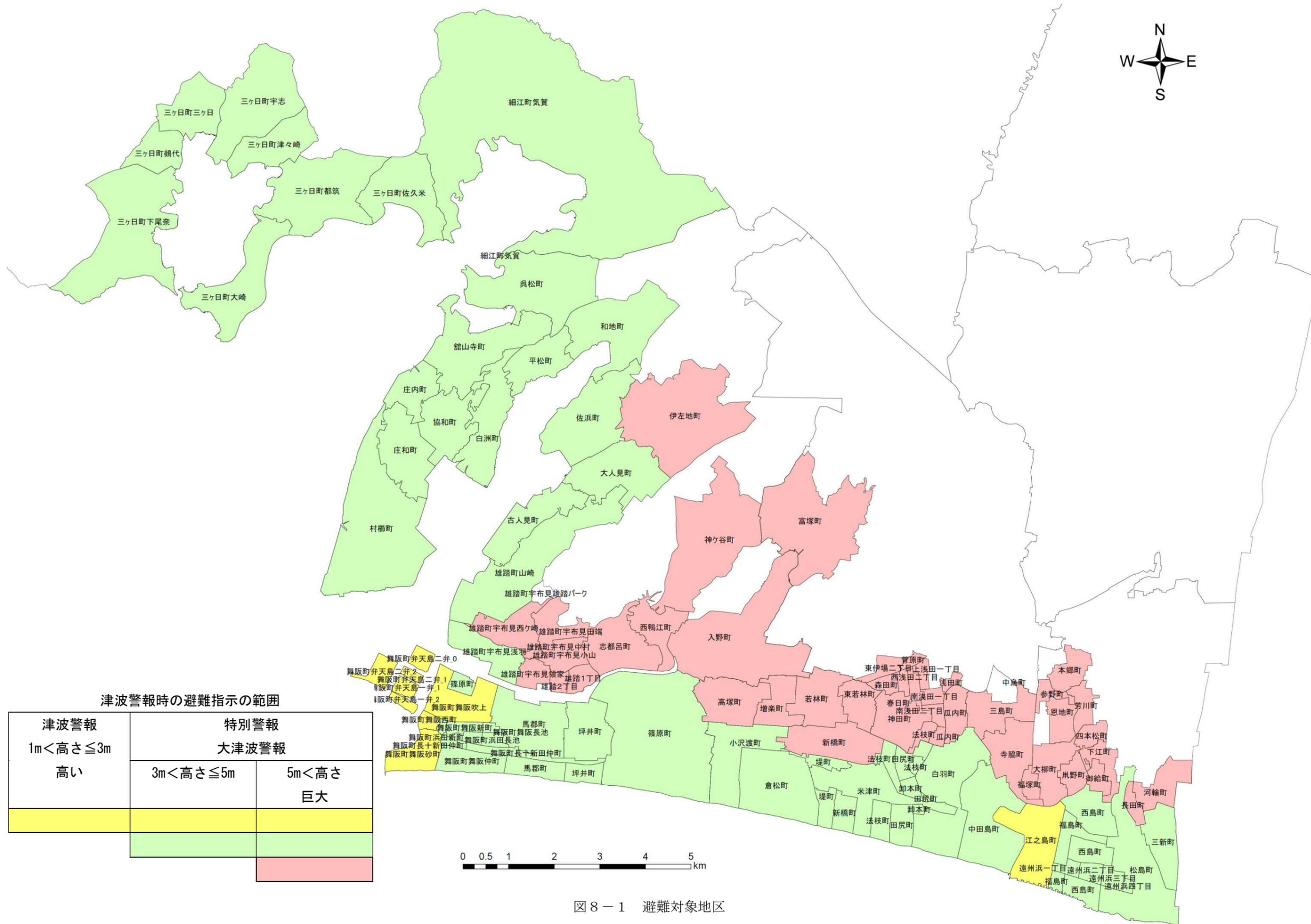
町丁目人口・世帯は、平成22年度国勢調査に基づく

※平成25年11月1日から志都呂町及び西鴨江町の各一部の町名が、「志都呂一丁目」、「志都呂二丁目」及び「西都台町」に変更した。

※北区については、自治会単位で避難指示を発令する。

北区細江の対象自治会は、伊目、下村、呉石、上町、寸座、清水、跡川、中区、油田、老ヶ谷。

北区三ヶ日の対象自治会は、宇志、下神、下尾奈、佐久米、上神、新田、西町、西天、西平、大崎、津々崎、東町、東天、南平、北平、野地、鶴代。



## 第9章 津波からの避難方法

東日本大震災を教訓に、①正しい知識、②早期避難、③率先避難の三位一体となった津波からの避難を行う（図9-1）。

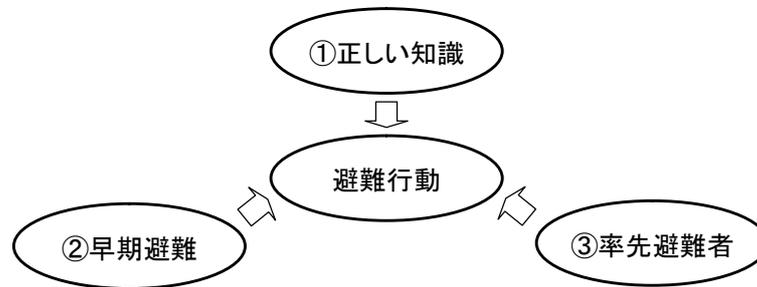


図9-1 津波からの避難方法

- ① 正しい知識を身につける
  - ・ 災害図上訓練（D I G訓練）や防災講座を通して津波知識、地域の危険箇所を把握する。
  - ・ 小中学校の児童・生徒を対象に防災教育を行い、保護者へ波及させる。
- ② 早期に避難する
  - ・ 大きな揺れや弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたら、まず身の安全を確保し、揺れが収まったらすぐに避難する（サイレンやテレビ情報を待たずに）。
  - ・ 逃げながら大声で「津波だ！逃げろ！」（この言葉が津波警報）と言いながら逃げられないでいる住民の避難意識にスイッチを入れる。
  - ・ 家族は必ず安全な場所へ避難していると信じて、自分ひとりでも高いところへ早く逃げる。ただし、平時から家族と避難する場所や連絡先などをとりきめておく必要がある。
  - ・ 避難経路は、家屋の倒壊やブロック塀の倒壊等で閉塞する可能性もある。このため、少しでも閉塞の可能性の低い避難経路を、日頃から複数選定しておく。
  - ・ 高台、津波避難ビル、津波避難タワー・マウンドなどの津波緊急避難場所に避難する。ただし、避難に遅れた場合には、少しでも高い場所に避難して身の安全を確保する。なお、津波避難施設は巻末資料にまとめて示す。
- ③ 率先避難者になる
  - ・ 自ら率先して避難者となり、群集行動のキッカケを作る。
- ④ 家屋の耐震対策や家具等の固定などを行い、円滑な津波避難ができるようにする。
- ⑤ 避難手段は、原則として徒歩ではあるが、自転車、バイク、自動車等の手段も考えられる。避難手段については、道路の段差や渋滞等の移動手段による危険性等を理解して用いる。
- ⑥ 避難広報や避難誘導等は退避時間を考慮して行う
  - ・ 自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提である。
  - ・ 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避時間を確保して行う。また無線等の情報伝達手段を備える必要がある。

# 第10章 地区の津波避難計画

住民等が、地元の避難先・避難経路・避難方法などについて地域で情報を共有し、地域の中で避難手順を検討することが重要である。

このため、避難対象地区を対象に津波避難対策として住民自らが地区の津波避難計画を作成する。計画の作成にあたっては、別冊の「地区の津波避難計画作成手引き」(平成27年3月 浜松市)を参考にする。

- ・ 地区の津波避難計画は、住民自らが作成し、自らの判断で即座の避難行動がとれるようにするためのものであり、津波避難訓練の取組み単位である単位自主防災隊、もしくは地区単位で作成する。
- ・ 作成メンバーとしては、自主防災隊、民生・児童委員、小中学校・幼稚園・保育園の職員、事業者などで構成する。
- ・ この取組みにより、津波避難についての住民の理解や熟度の段階的な向上を図りながら、毎年、地区の津波避難計画の見直しを行い、完成度を上げる。
- ・ さらに、地区の津波避難計画の作成を通じ、地区の防災まちづくりへ発展させる。
- ・ 市は、地区の熟度に合った津波避難に係る知識や理解を深める活動を地域が自主的に取組めるように、津波防災地域づくりの地区カルテの提供をはじめ、自助・共助の取組みを支援する。



図10-1 津波避難に関する地区住民の理解や熟度の段階的な向上のイメージ



図 10-2 地区の津波避難計画図のイメージ

## 第 11 章 平常時の津波防災教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、地域特性、津波の発生機構、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。

### (1) 防災教育

- ・ 市民は、災害時には、「自分の命は自分で守る」という意識のもとの確な判断に基づき行動できるよう、地震や津波の正しい知識や、災害に遭遇したときの対応の仕方など防災知識を身につける。
- ・ 教育機関や地域は、園児・児童・生徒に対して、学校教育や津波避難訓練等を通じて地震、津波に関する正しい知識や避難の方法等、災害から自らの命を守るための防災教育を推進する。そして、この防災教育を保護者や地域住民に波及させる。
- ・ 市は、市民が過去の津波被害や地域の災害特性を理解し、必要な備えを行えるように、出前講座の開催や講師の派遣を行う。

### (2) 津波浸水想定等の周知

- ・ 市は、静岡県第 4 次地震被害想定津波浸水想定を、紙媒体の津波浸水想定図や市ホームページの防災マップ等で周知する。
- ・ 津波浸水想定図には、津波浸水範囲はもちろんのこと、津波避難施設等も記載する。

## 第 1 2 章 津波避難訓練

津波避難訓練の実施にあたっては、次の点に留意しながら実施するとともに、各々の地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。

### (1) 津波避難訓練の実施体制、参加者

- ・ 実施時期は、地域の実情にあわせて実施する。ちなみに静岡県では 9 月に総合防災訓練、12 月に地域防災訓練、3 月に津波対策推進旬間を設けている。
- ・ 住民組織、社会福祉施設、学校、医療施設、消防局、消防団、水防団に加えて、漁業関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等も参加した地域ぐるみの避難体制の確立を図る。
- ・ 住民のみならず、観光客、釣客、海水浴客等の来街者、漁業、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の実践的な避難誘導訓練が可能となるように参加者を検討する。

### (2) 訓練の内容等

- ・ 地区の津波避難計画をもとに、津波の高さ、津波到達予想時間、避難時間等を想定した訓練内容を設定する。
- ・ 津波の襲来は昼間とは限らないため、夜間においても訓練を実施し、避難時間等の昼夜の違いを住民が認識できるようにする。
- ・ 在宅・在社時、通勤・通学時等を想定した訓練も検討する。
- ・ 初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、情報伝達のための通信機器類の操作方法の習熟のための訓練内容を設定する。
- ・ 防災講座（津波 DIG を含む）と津波避難訓練をセットにし、市民に津波来襲時の避難行動について周知する。

## 第13章 その他の留意点

### ① 観光客、釣客等の避難対策

- ・ 津波浸水予想地域内に居合わせた観光客や釣客などの避難対策のため、観光協会や旅館組合等関係団体と協働して、津波浸水予想地域内に位置するホテルと協定を結び、24時間いつでも避難できる津波避難場所として確保する。
- ・ 観光客等の避難誘導については、ホテル・旅館などにハザードマップを配布し、観光客への周知を依頼していくほか、今後、各種団体が発行する観光ガイドマップにも緊急避難場所等を記載する。

### ② 避難行動要支援者の避難対策

東日本大震災では、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や避難支援者が逃げている最中等に津波に巻き込まれたケースがクローズアップされた。避難行動要支援者の避難対策は、非常に難しい問題である。

- ・ 津波から避難困難な避難行動要支援者は、津波浸水想定区域外への転居や浸水深以上の階への居住等を行い、津波を回避することに努める。
- ・ 避難行動要支援者は、日頃からの近所付き合いや津波避難訓練等に参加して、周辺住民が避難支援したいと思える関係を築くように努める。
- ・ 避難支援者は、自らの命を最優先にすることはもちろんのことではあるが、避難行動要支援者の避難支援を行える避難時間が確保できる場合には、避難支援に最善を尽くす。
- ・ 津波避難訓練では、担架、車椅子、リアカー、おんぶ、自動車など、避難時間が少しでも短くなる避難方法の実施に努めるとともに、各種避難手段における危険性も理解する。

## 【巻末資料】

### 主な用語解説

用語	意味
静岡県第4次地震被害想定	静岡県内の市町・住民等が今後の地震・津波対策の基礎資料として活用することを目的に、静岡県がレベル1及びレベル2の地震・津波で想定される人的・建物被害などの程度を定量・定性的な指標で示したものをいう。
東海・東南海・南海地震 (レベル1)	発生頻度が比較的高く(駿河・南海トラフでは約100～150年に1回)、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波をいう。
南海トラフ巨大地震 (レベル2)	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波をいう。
津波災害警戒区域	津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備し、いざというときに津波から「逃げる」ことができるように県知事が指定できる区域をいう。
津波災害特別警戒区域	津波が発生した場合には建築物が破損・浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、一定の建築物の建築や開発行為に対して規制をかけ、住民等が建築物の中においても津波を「避ける」ことができるように県知事が指定できる区域をいう。
津波浸水想定区域	想定した津波が陸上を遡上した場合に浸水する範囲をいう。
避難対象区域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市が指定するものをいう。
津波緊急避難場所	津波から一時的に避難する場所であり、津波浸水深以上の高台や津波避難ビル、津波避難タワー・マウンドの津波避難施設をいう。
避難困難のおそれのある地域	津波到達時間までに津波対象区域の外(避難の必要がない安全な地域)、又は避難先まで避難することが困難な地域をいう。
警戒宣言	東海地震発生のおそれがある時に内閣総理大臣が行う宣言をいう。
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する道路をいう。
避難指示	災害発生または発生のおそれがある時に、市長、区長が必要と認める地域の居住者等に対し、地域外に立ち退くよう強く求めることをいう。
避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のことをいう。

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和4年4月1日時点）

施設名称	住所	階数	避難場所	面積 (㎡)	備考
浅間小学校 北棟	中区西浅田 2丁目 12-1	3	3階特別教室・廊下	135	夜間休日施錠
浅間小学校 南棟	中区西浅田 2丁目 12-1	3	3階特別教室・廊下	603	夜間休日施錠
江西中学校 南棟	中区神田町 123	3	3階普通教室・特別教室・廊下	582	夜間休日施錠
浜松貿易株式会社 浜松本社事務所棟	中区神田町 1195	4	3階屋上・4階(食堂・休憩室・備蓄倉庫)	225	震度4以上で自動開錠
コンフォール	西区志都呂町 5215	3	3階通路	18	
メニューット I	西区志都呂町 5234	4	3～4階通路	14	
コンフォート志都呂	西区志都呂町 5340	4	3～4階通路、踊場	12	
篠原小学校 北棟	西区篠原町 10300	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,661	夜間休日施錠
フローレンス	西区篠原町 1144-18	4	3～4階通路、4階談話室	269	
忠産ビル	西区篠原町 14171	5	3～5階通路、屋上	106	
ビレッジハウス篠原 1号棟	西区篠原町 17276-2	4	3～4階通路、踊場	122	
ビレッジハウス篠原 2号棟	西区篠原町 17276-2	4	3～4階通路、踊場	122	
ビレッジハウス篠原 3号棟	西区篠原町 17276-2	4	3～4階通路、踊場	122	
ビレッジハウス篠原 4号棟	西区篠原町 17276-2	4	3～4階通路、踊場	122	
ビレッジハウス篠原 5号棟	西区篠原町 17276-2	4	3～4階通路、踊場	122	
ビレッジハウス篠原 6号棟	西区篠原町 17276-2	4	3～4階通路、踊場	122	
篠原ケアホーム	西区篠原町 18345-28	4	3～4階通路、ベランダ、屋上	978	
篠原中学校 南棟	西区篠原町 20200-1	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,423	夜間休日施錠
オット・アンダーレ	西区篠原町 21581	4	3～4階通路	30	
古橋廣之進記念浜西市総合水泳場 ToBiO	西区篠原町 23982-1	2	ホール、ジム、スタジオ、ギャラリー等	3,467	土曜・平日 21:00～9:00、日曜 19:30～9:00 施錠
西部清掃工場 工場棟	西区篠原町 26098-1	5	3～4階見学スペース北面、東面の2箇所	325	月曜終日施錠、その他 16:00～9:00 施錠
西部清掃工場 管理棟	西区篠原町 26098-1	3	3階EVホール部分、渡り廊下	73	月曜終日施錠、その他 16:00～9:00 施錠
グランドエクスブ浜名湖	西区村櫛町 4620	8	3～8階客室廊下、3階:バックヤード・廊下・従業員食堂、3階屋上(喫煙所)、機械室	2,100	
グランドエクスブ社員寮	西区村櫛町 4671-1	4	3～4階通路	160	
ユーアイハイツ	西区坪井町 531-1	3	3階通路	13	
ST. ナイン	西区坪井町 876	3	3階通路	11	
クラシオン	西区入野町 10634-1	3	3階通路	32	
パレスかわぐち	西区入野町 14116-1	3	3階通路	20	
メゾン・フロントーサ	西区入野町 9727-2	5	3～5階通路	75	
メゾン・ターコイズ	西区入野町 9737	4	3～4階階段踊場	14	
浜松湖南高等学校 普通教室棟	西区馬郡町 3791-1	3	3階普通教室、屋上	1,194	
西消防署	西区馬郡町 4074-1	2	屋上	62	施錠有
馬郡町津波避難タワー	西区馬郡町 5336			150	
新町津波避難タワー	西区舞阪町浜田 27			105	
浜名幼稚園	西区舞阪町浜田 76	2	屋上	257	

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和4年4月1日時点）

施設名称	住所	階数	避難場所	面積 (㎡)	備考
仲町津波避難タワー	西区舞阪町長十新田 300-7			150	
西町津波避難タワー	西区舞阪町舞阪 2100			105	
舞阪第2保育園	西区舞阪町舞阪 2659-3	2	屋上	234	夜間休日施錠
砂町津波避難タワー	西区舞阪町舞阪 2668-201			150	
市営住宅第二浜表団地 B棟	西区舞阪町舞阪 2668-238	3	屋上	345	入口:ケイカル板蹴破る
市営住宅第二浜表団地 C棟	西区舞阪町舞阪 2668-238	3	屋上	360	入口:ケイカル板蹴破る
市営住宅第二浜表団地 D棟	西区舞阪町舞阪 2668-238	3	屋上	360	入口:ケイカル板蹴破る
市営住宅第二浜表団地 E棟	西区舞阪町舞阪 2668-238	3	屋上	360	入口:ケイカル板蹴破る
市営住宅第二浜表団地 F棟	西区舞阪町舞阪 2668-238	3	屋上	360	入口:ケイカル板蹴破る
市営住宅第二浜表団地 G棟	西区舞阪町舞阪 2668-238	3	屋上	345	入口:ケイカル板蹴破る
舞阪協働センター	西区舞阪町舞阪 2701-9	4	3階:防災無線室、防災対策室以外、4階:全面	1,952	夜間施錠
舞阪中学校	西区舞阪町舞阪 4601	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,569	夜間休日施錠
市営今切団地 B	西区舞阪町舞阪 4602	4	階段踊場、屋上	426	入口:ケイカル板蹴破る
市営今切団地 C	西区舞阪町舞阪 4602	3	階段踊場、屋上	395	入口:ケイカル板蹴破る
市営今切団地 A	西区舞阪町舞阪 4602	4	階段踊場、屋上	417	入口:ケイカル板蹴破る
長池津波避難タワー	西区舞阪町舞阪 5464			102	
舞阪コミュニティ防災センター	西区舞阪町舞阪 601-8	2	屋上	182	入口:ケイカル板蹴破る
舞阪小学校 西棟	西区舞阪町舞阪 76	3	3階特別教室・廊下、屋上	951	夜間休日施錠
舞阪小学校 南棟	西区舞阪町舞阪 76	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	2,928	夜間休日施錠
市営第三吹上団地 A	西区舞阪町舞阪 808	4	3,4 階段踊場、屋上	212	入口:ケイカル板蹴破る
弁天島防災センター	西区舞阪町弁天島 2733-1	2	屋上	186	入口:ケイカル板蹴破る
弁天島ビル	西区舞阪町弁天島 2742	4	2~4 階廊下・階段・踊り場	210	
スズキ(株)観月園研修センター	西区舞阪町弁天島 2925-1	3	2・3 階廊下、階段、踊り場	360	
弁天島公園津波避難マウンド	西区舞阪町弁天島 3064-1			800	
弁天島津波避難タワー	西区舞阪町弁天島 3212-10			150	
HAMANAKO BENTEN RESORT THE OCEAN	西区舞阪町弁天島 3285-88	13	4階機械室(屋外)、5階テラス、13階テラス、屋上テラス	1,160	
ARCO 浜名湖クレセント 21	西区舞阪町弁天島 3371-2	8	3~7廊下、8階全フロア	717	

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和4年4月1日時点）

施設名称	住所	階数	避難場所	面積 (㎡)	備考
まほら舞阪	西区舞阪町弁天島 3481-26	3	2階屋上	510	
サンレイク美浜	西区舞阪町弁天島 3802	4	屋上	121	
一弁公民館	西区舞阪町弁天島 3888-2	2	2階、屋上	190	
静岡県水産技術研究所(ウオット)	西区舞阪町弁天島 5005-1	2	2階部分、オープンデッキ、展望デッキ	676	
アスティオン I	西区雄踏一丁目 17-34	4	3～4階通路	80	
西区役所	西区雄踏一丁目 31-1	3	屋上、廊下、EVホール、休憩室、会議室等	1,370	24年度屋上完成
コスモス B	西区雄踏町宇布見 4863-331	3	3階通路	15	
フェリオ	西区雄踏町宇布見 4863-4	5	5階オフィス2部屋、屋上	190	
市営住宅領家団地	西区雄踏町宇布見 4874-5	4	階段踊場	23	
コスモス A	西区雄踏町宇布見 4959-3	3	3階通路	15	
雄踏文化センター 大ホール・カルチャー棟	西区雄踏町宇布見 5427	3	8部屋(小・中・大・特別会議室、301・302号室、庶務室1・2)、通路	649	22:00～8:00施錠
雄踏小学校 管理教室棟	西区雄踏町宇布見 7997-1	3	3階普通教室・特別教室・廊下	1,531	夜間休日施錠
雄踏小学校 北棟	西区雄踏町宇布見 7997-1	3	3階普通教室・特別教室・廊下	621	夜間休日施錠
雄踏小学校 南棟	西区雄踏町宇布見 7997-1	3	3階普通教室・特別教室・廊下	621	夜間休日施錠
雄踏中学校 北棟	西区雄踏町宇布見 9595	3	3階特別教室・廊下	989	夜間休日施錠
雄踏中学校 屋内運動場	西区雄踏町宇布見 9595	3	観覧席、通路	400	夜間休日施錠
雄踏中学校 南棟	西区雄踏町宇布見 9595	3	3階普通教室・特別教室・廊下	1,172	夜間休日施錠
大和リゾート株式会社 THE HAMANAKO	西区雄踏町山崎 4396-1	13	ホテル側で誘導可能な場所	—	
クレストステージパークホームズ	西区雄踏町宇布見 3339-1	10	3階～10階通路	1437	平日:17時～9時施錠 土:24時～9時施錠
中部浄化センター 汚泥処理棟	南区瓜内町 1825	3	機械室、屋上	400	
TCmansion	南区瓜内町 197-1	3	3階通路	7	
エレンシア	南区瓜内町 203-1	5	3～5階通路	82	
ヴェルメゾン飯尾	南区瓜内町 586	3	3階通路	11	
すこやかメロディー	南区瓜内町 820	4	3～4階通路	24	
すこやかマーチ	南区瓜内町 911	3	3階通路	10	
TKM	南区瓜内町 964-1	3	3階通路	13	
県営遠州浜団地 1号棟	南区遠州浜一丁目 11	4	3～4階階段	34	
県営遠州浜団地 2号棟	南区遠州浜一丁目 11	4	3～4階階段	26	
県営遠州浜団地 3号棟	南区遠州浜一丁目 11	4	3～4階階段	34	
県営遠州浜団地 5号棟	南区遠州浜一丁目 11	4	3～4階階段	34	
県営遠州浜団地 7号棟	南区遠州浜一丁目 11	4	3～4階階段	34	

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和4年4月1日時点）

施設名称	住所	階数	避難場所	面積 (㎡)	備考
県営遠州浜団地 10号棟	南区遠州浜一丁目 11	4	3～4階階段	22	
市営遠州浜団地 光3	南区遠州浜一丁目 1-1	4	階段踊場	58	
市営遠州浜団地 D1	南区遠州浜一丁目 15	4	階段踊場	23	
市営遠州浜団地 C4	南区遠州浜一丁目 16	4	階段踊場	19	
市営遠州浜団地 C3	南区遠州浜一丁目 17	4	階段踊場	24	
市営遠州浜団地 C2	南区遠州浜一丁目 18	4	階段踊場、屋上	205	入口:ケイカル板蹴破る
市営遠州浜団地 C1	南区遠州浜一丁目 19	4	階段踊場	19	
市営遠州浜団地 光8	南区遠州浜一丁目 2-1	4	階段踊場	46	
市営遠州浜団地 みどり4	南区遠州浜一丁目 23-2	9	屋内階段、EVホール	208	
市営遠州浜団地 みどり5	南区遠州浜一丁目 23-3	4	3～4階通路	72	
市営遠州浜団地 光5	南区遠州浜一丁目 2-4	4	階段踊場	35	
県営遠州浜団地 14号棟	南区遠州浜三丁目 1	6	3～6階階段及び廊下	208	
県営遠州浜団地 15号棟	南区遠州浜三丁目 1	10	3～10階階段及びエレベーターホール	209	
県営遠州浜団地 19号棟	南区遠州浜三丁目 1	6	3～6階階段及び廊下	195	
県営遠州浜団地 21号棟	南区遠州浜三丁目 1	10	3～10階階段及びエレベーターホール	206	
市営遠州浜団地 C5	南区遠州浜四丁目 11	4	階段踊場	19	
市営遠州浜団地 D2	南区遠州浜四丁目 12	4	階段踊場	23	
市営遠州浜団地 波8	南区遠州浜四丁目 15-1	6	3～6階通路	306	
市営遠州浜団地 波7	南区遠州浜四丁目 16-7	6	3～6階通路、屋上	804	入口:ケイカル板蹴破る、24年度屋上完成
市営遠州浜団地 C9	南区遠州浜四丁目 4	4	階段踊場	13	
市営遠州浜団地 C8	南区遠州浜四丁目 5	4	階段踊場	13	
市営遠州浜団地 C7	南区遠州浜四丁目 6	4	階段踊場	13	
市営遠州浜団地 C10	南区遠州浜四丁目 7	4	階段踊場	13	
市営遠州浜団地 C6	南区遠州浜四丁目 8	4	階段踊場	19	
市営遠州浜団地 D3	南区遠州浜四丁目 9	4	階段踊場	23	
CASA MARCO	南区遠州浜二丁目 28-10	3	3階通路	24	
(旧)遠州浜小学校 南棟	南区遠州浜二丁目 9-1	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下、屋上	2,675	常時施錠(門・校舎の鍵:遠州浜第1、第2自治会長、遠州浜駐在所の3箇所)
リバーサイド薫風	南区河輪町 70-1	3	3階通路	35	
リバーサイド河輪	南区河輪町 72-2	4	3～4階階段踊場	8	
江南中学校 南棟	南区江之島町 1266-3	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	2,437	夜間休日施錠
南区役所	南区江之島町 600-1	3	屋上、3階ホール	1,229	
浜松福祉協働センター(アンサンブル江之島)	南区江之島町 600-1	6	3～6階:ロビー、南廊下、北廊下 6階:娯楽室、ミーティングルーム、男子更衣室、男子浴室	609	夜間休日施錠
浜松江之島高等学校 南館	南区江之島町 630-1	3	3階普通教室、屋上	715	入口:ケイカル板蹴破る
遠州灘海浜公園球技場	南区江之島町 1706		メインスタンド	1,746	南東出入口 24時間開錠

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和4年4月1日時点）

施設名称	住所	階数	避難場所	面積 (㎡)	備考
エアリスⅡ	南区高塚町 2384-3	4	3階通路	36	
ハーベストⅦ	南区高塚町 4509-1	5	3～5階通路	46	
株式会社クラベ本社	南区高塚町 4830	3	3階食堂、屋上	689	
エアリス	南区高塚町 4835-1	6	3～6階通路	179	
三新町津波避難タワー	南区三新町 43-1			150	
株式会社ヤマテ工業	南区三新町 515-1	3	3階フロア	1,943	
アンソレイエ	南区三島町 258	3	3階通路	21	
まきの木館うたり	南区三島町 338	3	3階通路	14	
カーササンユウ	南区三島町 491	3	3階通路	25	
Tiffanynine	南区三島町 674-2	3	3階通路	18	
Tiffanyone	南区三島町 674-3	3	3階通路	31	
グリーンハイツ土屋	南区三島町 682	3	3階通路	40	
サウスルーム三島	南区三島町 788-1	3	3階通路	12	
すこやかデュランティ	南区三島町 95-1	3	3階通路	19	
県営芳川団地 1号棟	南区参野町 391-1	4	3～4階階段	28	
県営芳川団地 2号棟	南区参野町 391-1	4	3～4階階段	19	
県営芳川団地 3号棟	南区参野町 391-1	4	3～4階階段	28	
コーポラスサンライズ B	南区寺脇町 367	3	3階通路	26	
コーポラスサンライズ A	南区寺脇町 367	3	3階通路	26	
サザンハウス NANREI	南区寺脇町 399-2	3	3階通路	27	
白脇小学校 北棟	南区寺脇町 431	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,187	夜間休日施錠
白脇小学校 南棟	南区寺脇町 431	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,326	夜間休日施錠
Southern Town I	南区寺脇町 767	3	3階通路	22	
Southern Town II	南区寺脇町 769	3	3階通路	22	
可美小学校 北棟	南区若林町 1748	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,864	夜間休日施錠
可美小学校 南棟	南区若林町 1748	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,819	夜間休日施錠
インテグラ A	南区小沢渡町 1154-1	4	屋上	75	
CasaCampana	南区小沢渡町 1275-1	3	3階通路	13	
介護老人福祉施設静光園	南区小沢渡町 1300-1	4	3～4階バルコニー、屋上	2,042	
市営小沢渡団地 ちどり	南区小沢渡町 1363	4	階段踊場	14	
三方原病院 B 館	南区小沢渡町 2195-2	4	3～4階多目的ホール、渡り廊下、会議室等	458	
ペラルゴス	南区小沢渡町 753	3	3階通路	32	
メゾン・エム	南区新橋町 1179	3	3階通路	23	
コスモスマンション	南区新橋町 495	7	3～7階通路	72	
トットジョイ	南区新橋町 678	3	3階通路	225	
エザンスⅡ	南区新橋町 708-1	5	3～5階通路	44	
エザンス	南区新橋町 732	5	3～5階通路	85	
新津中学校 北棟	南区新橋町 748	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	762	夜間休日施錠

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和4年4月1日時点）

施設名称	住所	階数	避難場所	面積 (㎡)	備考
新津中学校 南棟	南区新橋町 748	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,120	夜間休日施錠
新津小学校 北棟	南区新橋町 777	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,403	夜間休日施錠
新津小学校 南棟	南区新橋町 777	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,725	夜間休日施錠
東陽中学校 北棟	南区西町 700	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,122	夜間休日施錠
東陽中学校 南棟	南区西町 700	3	3階特別教室・廊下・屋上	1,524	夜間休日施錠
特別養護老人ホーム西島寮	南区西島町 101	3	3階通路	215	
ケアハウス西島	南区西島町 103	5	3～5階談話ホール、屋上	652	
南の星小学校	南区西島町 1148-1	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・更衣室、屋上	2,930	夜間休日施錠
五島地区津波避難マウンド	南区西島町 510			1,000	
特別養護老人ホーム南風	南区倉松町 593	3	3階バルコニー、屋上	765	
特別養護老人ホーム南風	南区倉松町 598		3階屋内及びバルコニー、屋上	665	
可美中学校 南棟	南区増楽町 700	3	3階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,862	夜間休日施錠
可美中学校 北棟	南区増楽町 700	4	3～4階特別教室・廊下・屋上	2,316	夜間休日施錠
遠州灘海浜公園津波避難マウンド	南区中田島町 1313			1,000	
市営中田島団地 C1	南区中田島町 1372	5	階段踊場、屋上	201	入口：ケイカル板蹴破る
市営中田島団地 C2	南区中田島町 1656-2	5	階段踊場	33	
市営中田島団地 C3	南区中田島町 1656-2	4	階段踊場	20	
市営中田島団地 C4	南区中田島町 1656-2	5	階段踊場	33	
市営中田島団地 C5	南区中田島町 1656-2	4	階段踊場	20	
市営中田島団地 C6	南区中田島町 1656-2	5	階段踊場	33	
市営中田島団地 C7	南区中田島町 1656-2	4	階段踊場	20	
フルオブライフ砂丘	南区田尻町 1166-1	4	3～4階通路、4階和室、5階ストレッチルーム	140	
第二砂丘寮	南区田尻町 1182	4	3～4階通路、共有室	380	
すずかけセントラル病院	南区田尻町 120-1	6	3～6階通路	2,615	
メゾン・アルタ	南区都盛町 77-1	3	3階通路	26	
河輪小学校	南区東町 333	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	1,684	夜間休日施錠
白脇ケアセンター	南区白羽町 1424	4	屋上	435	
バーディJr	南区白羽町 209-2	3	3階通路	7	
コーポバーディ	南区白羽町 209-3	3	3階通路	24	
白羽ガバナステーション	南区白羽町 1739-1	3	1階屋上・2階屋上・3階屋上	527	独自に開錠 Box 設置
市営中田島団地 C8	南区白羽町 2379-2	5	階段踊場、屋上	466	入口：ケイカル板蹴破る
市営中田島団地 C10	南区白羽町 2379-2	5	階段踊場	33	
市営中田島団地 C11	南区白羽町 2379-2	5	階段踊場	44	
市営中田島団地 D9	南区白羽町 2379-2	5	階段踊場	35	
砂丘小学校	南区白羽町 2512	4	3～4階普通教室・特別教室・廊下・屋上	2,178	夜間休日施錠

津波避難施設（津波緊急避難場所）リスト（公表分、令和4年4月1日時点）

施設名称	住所	階数	避難場所	面積 (㎡)	備考
浜松南病院	南区白羽町 26	6	5階、屋上	799	
市営中田島団地 C28	南区白羽町 2700-10	5	階段踊場	53	
市営中田島団地 C29	南区白羽町 2700-10	5	階段踊場	40	
市営中田島団地 C30	南区白羽町 2700-13	5	階段踊場	40	
市営中田島団地 C31	南区白羽町 2700-13	5	階段踊場、屋上	360	入口:ケイカル板蹴破る
市営中田島団地 C32	南区白羽町 2700-13	5	階段踊場	40	
市営中田島団地 C33	南区白羽町 2700-13	5	階段踊場	40	
市営中田島団地 C17	南区白羽町 2700-2	5	階段踊場	22	
市営中田島団地 D18	南区白羽町 2700-2	5	階段踊場	23	
市営中田島団地 D19	南区白羽町 2700-2	5	階段踊場	23	
市営中田島団地 C20	南区白羽町 2700-5	5	階段踊場	44	
市営中田島団地 C21	南区白羽町 2700-5	5	階段踊場	35	
市営中田島団地 C22	南区白羽町 2700-5	5	階段踊場	35	
市営中田島団地 C23	南区白羽町 2700-5	5	階段踊場	35	
市営中田島団地 C24	南区白羽町 2700-5	5	階段踊場	35	
市営中田島団地 C25	南区白羽町 2700-5	5	階段踊場	35	
市営中田島団地 C26	南区白羽町 2700-8	5	階段踊場	27	
市営中田島団地 C27	南区白羽町 2700-8	5	階段踊場	40	
市営中田島団地 C12	南区白羽町 2785-2	5	階段踊場	44	
市営中田島団地 C13	南区白羽町 2785-2	5	階段踊場	44	
市営中田島団地 C15・D15	南区白羽町 2785-2	5	階段踊場	44	
市営中田島団地 C16	南区白羽町 2785-2	5	階段踊場	44	
市営中田島団地 D14	南区白羽町 2785-2	5	階段踊場	35	
五島協働センター	南区福島町 242-1	3	3階図書室、事務室屋上	402	夜間施設
浜松南高等学校 北館	南区米津町 961	4	3~4階普通教室	927	
浜松南高等学校 南館	南区米津町 961	3	3階特別教室・履修室	457	
ポリテクカレッジⅠ号館 管理棟	南区法枝町 693	4	3~4階各教室及び廊下	864	
ポリテクカレッジⅢ号館 実験棟	南区法枝町 693	3	3階各教室及び廊下	800	
本町浜公園津波避難タワー	南区法枝町 1280-10			150	
ケアセンター芳川	南区兎野町 24	3	3階通路、屋上	502	
インテグラB	南区小沢渡町 1156-2	5	屋上	86	
インテグラC	南区小沢渡町 1155-1	5	屋上	86	
インテグラD	南区小沢渡町 1215-2	5	屋上	129	
インテグラ1	南区小沢渡町 1266-1	3	3階通路	13	
吉川建設社員寮	南区白羽町 2589-5	3	屋上	86	

浜松市 津波避難計画

---

平成 27 年 3 月 策定

平成 29 年 5 月 一部修正  
平成 30 年 5 月 一部修正  
令和元年 6 月 一部修正  
令和 2 年 6 月 一部修正  
令和 3 年 5 月 一部修正  
令和 4 年 5 月 一部修正

浜松市 危機管理課